

# 図書館員養成におけるカリキュラムの諸問題について

菅原 春雄

- I 序論
- II カリキュラム変遷史—戦前・戦後—
- III 図書館員教育の現状と問題点
- IV カリキュラム改訂の動き
- V 結論

## I 序論

我が国における図書館員養成は、戦前においては世界で第6番目で、1903年8月1日から14日まで実施された日本文庫協会（後日本図書館協会と改称）主催の図書館事項講習会という意見、あるいは、1921年文部省が開設した図書館講習所という時点などと論議があるが、いずれにしても本格的な養成は、戦後、1950年の図書館法制定以後である。今年（1987）、図書館事項講習会が開催されて以来85年になり、図書館法施行後37年目を迎えた。図書館員養成問題は、図書館法施行前後より幾多の問題があった。其の後1968年、図書館法施行規則の一部改正が省令によって行われた。先の施行規則（1950年）と比較して見ると、科目、単位数の増加、また演習科目が3つ加わった。それにより比較して、前進したという意見、また不満の声も聞かれ、以後今日までに至っている。しかしながら、情報化社会あるいは高度情報社会と言われる今日、図書館員養成の現行カリキュラムは、図書館の機械化や国際化に、また社会の対応に適應できなくなってきた。とくに1986年東京で開催されたIFLA東京大会を機に、図書館員の国際的レベルアップの必要性が問われるようになってきた。また図書館員の専門性の確立のためにも館員の資質の向上が急務となってきた。これらの情勢からカリキュラム改訂

の気運が今日高まってきた。図書館界でも1950年以降、何回か改訂試案や基準など提案されたが、今日まで実現していない。図書館員養成は一般的には図書館法施行規則、いわゆる司書講習科目に拘束されている。

よって1986年から87年にかけて急激に、その改訂運動が盛りあがっている。その発端は、社会教育主事講習科目の改訂が1987年2月行われた。社会教育主事も同じ社会教育関係職員の資格取得領域にあるならば、図書館における司書講習科目の改訂も早急に実施すべきと言うのが、館界の要望である。しかしその改訂への働きには多くの問題点があり、改訂点など館界の統一見解が成されなければならない。このような情勢の中で、過去の養成はどうなっていたか、カリキュラムの変遷はどうなっていたのか、現状の問題点、さらに今後改訂する場合、どんなことが必要か、改訂の参考としてこの小論を提示する。よってこれが今後のカリキュラム構築の一助となれば幸いである。

## II カリキュラム変遷史—戦前・戦後—

### 1) 戦前

戦前のカリキュラム、あるいは科目構成を考察してみると、従来の保管、あるいは所蔵記録を主とした業務から、図書館管理法なるテキストの刊行や、図書館事項講習会等に見られる図書館管理法、また分類、目録等に見られる整理技術を中心とした、いわゆる講習会形式のカリキュラム構成が多く見られる。中には、書誌学的なものもあり、今日関心すべき科目も見られる。1921年のカリキュラム

を見ても、図書館事項講習会あるいは文部省や協会主催に講習会カリキュラムから脱皮できない様相が強く見られる。以下カリキュラム年史の主要なものを年代順に列記しておく。

1903, 8.1~14 東京の大橋図書館で日本文庫協会主催の図書館事項講習会を開催, これは、世界で第6番目に実施された。日本においては、図書館員養成のはじめての講習であった。

講習科目を紹介すれば、

図書館設置法	伊東 平蔵
図書館管理法	田中 稻城
目録編纂法	和田 万吉
欧米図書館史	和田 万吉
目録編纂法実習	太田為三郎
図書分類法	阪本四方太
和漢書史学及日本図書館史	

赤堀又次郎

和漢書史学補遺 中根 肅治

科外講演

図書館の必要 市島 謙吉

統計学一班 伊東 祐毅

学校図書館 長谷川館一

カード目録 錦織精之進

徳川時代文学史上半期 千秋 秀隆

下半期 長 連 恒

官庁図書館 楊 竜太郎

欧米図書館現況 塩沢 昌貞

1906 第1回全国図書館員大会が東京で開催, 協議題として図書館事項講習会を文部省の事業とすることなど協議した。

1907 湯浅吉郎 図書館雑誌10月号に「図書館員養成の必要」を寄稿, 館界はその必要性を認識した。

全国図書館大会で職員養成所の設置の件協議題となった。

1908 中等教員夏期講習会の講習科目の中に新しく「図書館ニ関スル事項」が加えら

れた。文部省告示等第167号官報に掲載。

1909 片山信太郎 図書館雑誌7月号に「図書館員の養成は今日の急務なり」を寄稿。

1910 日本図書館協会内に図書館員養成所設置方法調査委員会設置。

1912 日本図書館協会は図書館員養成所設置方法調査委員の原案「図書館職員養成所設置建議趣意書及び同規則」を評議員会で承認(和田万吉執筆), それを文部省へ建議として提出。

1916 山口県室積師範学校で正科に図書館科を置く。

日本図書館協会主催図書館事項講習会を慶応義塾図書館で開催。

1918 東京帝国大学文学部国文科に図書館学講座が新設された, 書史学, 図書館管理要項(和田万吉)

文部省は第1回全国府県立図書館長会議を開催, 諮問案「青年のために備付くべき適当なる図書の選択方法について」, その席上, 「図書館員の養成機関の必要」を決議する。

1919 日本図書館協会は, 図書館員候補者試験機関設置委員及び大会宣言実行方法委員会を設置, これは2カ月前の全国図書館大会での「大戦終局に際し, 図書館の普及発達に関する宣言書」を可決したことに対する処置である。

1921 文部省は図書館員教習所を開設した。開設当初の講義科目

図書館管理法 今沢 慈海

洋書目録法 和田 万吉

書史学特に文献史要 久松 潜一

文化科学の中本邦絵画史一班

丸尾彰三郎

分類法及演習 村島 靖雄

和漢書目録法及演習 和田 万吉

内外図書館史 和田 万吉

1926 全国図書館大会及び日本図書館協会臨

時総会を東京で開催，その中で中等教員養成所程度の〔図書館〕職員養成所設置を文部省に建議する件を可決した。

1936 文部省「公立図書館司書検定試験規定」，公布，省令第18号

試験 筆記試験科目〈国民道徳要項，国語漢文，国史，図書館管理法，図書目録法，図書分類法，社会教育概説，外国語（英語，独語，又は仏語の中其の一を選択）〉

1937 第1回公立図書館司書検定試験実施

1941 文部省図書館講習所の科目改正「図書館管理法，図書館史，図書選択法，図書目録法，図書分類法，貸出文庫，児童図書館管理法，図書館参考事務，書誌学，印刷及製本，社会教育概説，英語，独語，仏語，科外講義。」

## 2) 戦後

戦後の図書館員養成のカリキュラム編成は主として司書講習科目を中心に，また準拠として行われている。まず，戦前大学において，はじめて図書館学の講義が開始されたのは，1918年，東京帝国大学における和田万吉教授の「図書館管理要項」講義である。また，図書館年史によれば，1922年，東洋大学において，和田万吉教授が「図書館管理法一般」を講義したなどがあるが，大学における本格的な図書館学の学科，課程が設けられたのは，戦後における図書館法施行規則公布前後からである。

戦前からの講習会も，戦後まもなく同志社大学，京都大学などでも再開された。また図書館学校も開校された。科目は1950年の科目と同じようなものが見られる。よって1950年の図書館法施行規則の科目は，戦前の講習会形式，即，現職者の再教育用のカリキュラム色が強く見られた。

それから17年後の1968年，図書館界の強い

要求から施行規則の一部が省令により改訂された。司書は，従来の15単位から19単位へと，また，演習科目も加わった。大学における司書課程（短大も）を置いているところでは，その改訂によって，それに準拠してカリキュラム編成が行われた。しかし，司書補に関しては，現行通りであった。話によれば，司書補はいずれ，廃止したい情勢にあるということであった。この時点での論議の中で，従来と比べ，児童図書館に関する科目がなくなったとか，必修から選択科目に移動したのも，多々問題があった。しかし，一方従来より前進したという意見もあった。図書館員養成カリキュラムは，司書講習科目を準拠として，1950年から，1968年の改訂，それから今日に至っている。したがって，大学における図書館学のカリキュラムも，この講習科目を準拠した形で実施されている。

それなりに，大学の特色を明示し，1968年の第二次案，あるいは，単位数の増加，大学独自の科目の開設例えば図書館学演習あるいは，図書館実習など工夫している。一方，大学基準協会，日本図書館協会図書館学教育委員会などで，いくつかの図書館学の基準，あるいは，改善，教育試案など提案されたが，実際には，一部の学部，学科を除く一般の大学，短大における司書課程では，前述の如く，図書館法施行規則における司書講習科目に準拠，あるいは拘束されざるを得ない状況にあるのが，今日の現状である。しかし，1968年の改訂から，今日，20年近くになっている現在，図書館法施行規則に拘束されない，大学，短大で，独自にできる法制化が望まれる。

以下戦後の図書館員養成に関する，カリキュラム年史を，紙面の関係で，主要なものだけ列記しておく。

1950・図書館法，〈特に養成面〉

第4条 司書及司書補の名称

第5条 司書及司書補の資格

第6条 司書及司書補の講習  
 ・図書館法施行規則 省令第27号  
 第1章「司書及司書補の講習」

司書

科 目		単 位	
必修科目	図書館通論	1	
	図書館実務	1	
	図書選択法	1	
	図書目録法	2	
	図書分類法	1	
	レファレンスワーク	1	
	図書運用法	1	
	図書館対外活動	1	
	児童に対する図書館奉仕 視聴覚資料	1	
選択科目	甲	学校教育と公共図書館	1
		成人教育と図書館	1
		特殊資料	1
		図書館施設	1
		図書館史	1
		乙	社会学
社会教育	1		
ジャーナリズム	1		
図書解題及び図書評論	1		
図書及び印刷史	1		

司書補

必修科目	図書館概論	1	
	図書整理法	2	
	図書の目録と分類	3	
	閲覧と貸出	2	
	参考書解題	1	
	製本と修理	1	
	視聴覚資料	1	
	図書館統計	1	
	複写技術	1	
選択	甲	図書館史	1
		図書館施設	1

科目	乙	社会教育	1
		ジャーナリズム	1
		速記法	1

1954・学校図書館司書教諭講習規定。

履修すべき科目及び単位(7科目8単位)

- ・初の司書教諭講習東京、大阪2会場で開講。
- ・教育職員免許法施行規則(文部省令第26号第6条2項に「前項の規定による習

科 目	単 位
学校図書館通論	1
学校図書館の管理と運用	1
図書の選択	1
図書の整理	2
図書以外の資料の利用	1
児童生徒の読書活動	1
学校図書館の利用指導	1

得した単位以外の教職に関する専門科目の単位は教育哲学, 教育史, 教育社会学, 教育行政学等…社会教育, 視聴覚教育, 図書館学, 職業指導, その他大学の加える教職に関する専門科目についても修得することができる。」と明記された。その中でも図書館学は30時間の講義と15時間の自習に対し単位が与えられたことは画期的ことであった。

1968, 図書館法施行規則の一部改正(省令第5号)改訂内容: 単位は従来の15単位から19単位になったこと。

主な改正点

- 1 受講資格(短大卒以上)
- 2 単位・(19単位)
- 3 修了証書の授与機関の変更(文部省→大学長)

図書館員養成におけるカリキュラムの諸問題について

○科目及び単位

科 目		単 位	
必 修 （ 甲 ）	図書館通論	2	
	図書館資料論	2	
	参考業務	2	
	参考業務演習	1	
	資料目録法	2	
	資料目録法演習	1	
	資料分類法	2	
	資料分類法演習	1	
図書館活動	2		
選 択 科 目	乙	青少年の読書と資料	1
		図書及び図書館史	1
		図書館の施設と設備	1
		資料整理法特論	1
		情報管理	1
	丙	社会教育	1
社会調査		1	
人文科学及び社会科学の 書誌解題		1	
自然科学と技術の書誌解題		1	
マスコミュニケーション		1	
視聴覚教育		1	

○2次案提案（38単位以上）

科 目	単 位	内 容
図書館学概説	2	図書館学一般の内容を紹介し、最近の動向を含め、理論的に概説する。
○図書館通論	2	人文・社会科学・自然科学・技術に関する基本的参考資料につき解説し、文献探索および情報探索の大要におよぶ。あわせて参考業務の組織
○図書館資料論	2	
参考業務Ⅰ	2	
同 演習	1	
参考業務Ⅱ	2	
同 演習	1	

		および方法の管理的側面にもふれる。	
修	○資料分類法Ⅰ	2	
	同 演習	1	
	○資料分類法Ⅱ	2	
	同 演習	1	
			十進分類法(DC),国際十進分類法(UDC)米国議会図書館分類法(LC)等を紹介し、カテゴリー分類法その他を概説する。
	○資料目録法Ⅰ	2	
	同 演習	1	
	○資料目録法Ⅱ	2	
	同 演習	1	
			Angl-Am code等の主要目録法について概説する。
	二次文献作成法		2
			索引、抄録その他の二次文献の作成法について概説する。
図書館管理概説		2	
		組織、予算、企画、人事、施設、設備等の管理面について詳説する。	
○図書館活動		2	
図書館地域計画論		2	
計		32	
選択	現行の2群に同じ	2	
		2群よりそれぞれ3科目を選択する。	

1982・大学基準協会「図書館・情報学教育に関する基準およびその実施方法」決定目的は「図書館・情報学教育は、図書館、情報学に関する学理および技術を教授し、あわせてその応用能力を展開させること」とある。

・図書館・情報学教育に関する専門教育科目。

○専攻科目

基礎部門

図書館・情報学概論、図書館史、社会と図書館、学術の発達、普及と図書館等

メディア利用部門

情報メディア論, 参考調査資料論

参考調査実演, 情報要求調査等

情報組織部門

情報組織論, 分類・目録法, 情報検索,

情報流通技術論等

情報システム部門

情報システム論, 情報システム管理,

図書館建築, 図書館機械化論等

○ 関 連 科 目

哲学, 論理学, 言語学, 文学史, 教育

学, 社会学, 経営学, 数学, 自然科学

通論, 生理学, 心理学, 情報工学等

### 参考文献

- 1) 日本図書館協会編 図書館ハンドブック  
第4版 日本図書館協会 1982, P418~  
拙稿 我が国における図書館学教育の発  
展について 文教大学女子短期大学部研  
究紀要第21集(1977) P49-52。司書講習  
の史的考察 同第22集(1978) P65-66。  
日本の大学における図書館学教育の史的  
考察 同第23集(1979) P25~28。ドキ  
ュメンタリストの教育と養成について  
同第25集(1981) P5-12
- 2) 大佐三四五著 図書館学の展開 丸善  
昭和29
- 3) 武居権内著 日本図書館学史序説 早川  
図書 1960, 47P。
- 4) 現代の図書館 Vol 24.1 (1986) P22-
- 5) 図書館短期大学編 図書館短期大学史  
図書館短期大学 昭和56
- 6) 日本図書館学会研究委員会 図書館学の  
教育一論集, 図書館学研究の歩み 第3  
集, 日外アソシエーツ 1983 169P
- 7) 村田修身著 図書館学教育に関する三つ  
の基準について 山形県立米沢女子短期  
大学紀要第20号(1985) P1-11。
- 8) 学校図書館速報第937号(1980, 8, 15)

### III 図書館員教育の現状と問題点

#### 1) 現 状

我が国における図書館員教育の現状は、以前図書館法施行規則による司書講習科目を、準拠として実施され、その施行規則、すなわち司書講習科目の改訂が、1968年一部省令によって、行われ今日に至っている。

講習では、司書講習科目を前提として、司書資格取得単位は、19単位、司書補は、15単位で実施されている。大学では、法施行規則にも明示されているように、一部の図書館学部、学科を除く一般の大学では、図書館学の科目は、司書講習科目を、準拠してカリキュラムを編成している。現在大学における開講大学は、日本図書館協会教育部会1982年調査によれば、200以上の大学及び短大で、司書及び司書教諭の資格を与えるところは、114の大学及び短大(国公私)である。1)

単位数を見ると、大部分のところでは、先の司書、司書教諭の、いわゆる資格付与を目的とした図書館員養成が、主であるため、資格取得に必要な単位数、司書教諭においては、7科目8単位、あるいは、12単位、司書においては、19単位を最低とし、平均20~23単位ぐらい、多いところでは、30単位を越えて開講しているところもある。次に、教員構成を見ると、一応文部省の行政指導では、できれば専任2名以上必要とされているが、Totalでは、406名となっているが、平均すれば、1~2名である。中には、いまだに非常勤のみで、開講しているところもある。専任、非常勤のウェイトは、非常勤に頼っているところが多く見られる。

これは、専任採用のむずかしさ、適当な専任が得られないことも考えられる。次に、資格取得の傾向を見れば、司書は、とくに私立大学・短大に多く見られ、司書教諭は、主と

して国立大の教育系の学部配置されている。

司書受講の動向を見れば、年々増加の様相を呈している。1校あたり司書においては、26～75名、司書教諭では、1～50名、多いところでは、150～200名というところもあり、中には、定員を決め、選考試験を実施するところもある。この傾向は、司書の資格を取得しておけば、将来何かに役立つであろうという動機、また何か資格があれば、就職においても、有利になるだろうという安易で、資格がとれると言うイメージからだろうか。現実には、就職状況はきびしい。それにもかかわらず、一方では、教員採用も、きびしくなってきた。図書館なら何とかなるだろうと言う人もいるが、図書館に就職するチャンスが増々少なくなっている現状である。最近の図書館学科目にも、情報機器の導入による理論、実習の科目が加えられ、マイコン、ワープロ操作も必須となり、情報処理技術の修得により、情報産業への就職も、図書館学を履修しておけば、有利になってきているようである。このあたりが、今日の現状、実情のようである。

## 2) 問題点

先に述べたように、我が国における図書館員養成は、大体二つのコースで実施されている。

一つは、大学において、他は講習において司書及び司書教諭、司書補なる図書館員養成及び教育を実施している。

### i) 司書講習

司書講習においては、最初の目的は現職者の再教育で、また図書館法施行にともない資格付与が必要と言うことで、当初5年間で、その認定をしようと言うことで、認定講習が、主目的であった。それが、1955年から現職者の資格取得講習から、図書館職員の新人養成機関的性格が強くなってきた。1968年の司書

講習科目の一部改訂で、受講資格も緩められ、短大卒以上、または、大学在学中、62単位以上単位が修得されておれば、受講資格があり、今頃では、どこの講習大学でも学生が多く目につく。まさに在学中に資格をとらせようと言う意図もどこかにあるのか。よって現職者が最近少なくなってきた。でも講習大学では、現職者を絞って、また現職者のみ受講可と言ったところもあるが、どこの講習大学でも、7～8割が大学生で占められているのも、何か問題にすべき今後の課題ではなからうか。司書講習における問題は、たんに在学生受入問題だけでなく、期間、科目の検討、実施大学、担当者等検討すべき課題も多い。また以前から講習実施推進論、講習廃止論の両論議が行われて、今日までに至っている。このような講習制度がある故、日本の図書館員の質的低下で、今日問題とされている司書の専門職化、司書職制度の確立もまた図書館員の社会的地位の容認もできないであろうと、いや、大学で実施している講義よりも、実に受講態度もまじめで、図書館学科目の主要な部分を体系的、連続的である故、一応理解できる。また、講習では、休講が許されない。よって休講がない、など、メリットも多い。が科目等の検討も早急に行わなければならない。最近、司書講習科目改訂の動きがあるので、その成り行きを注目したい。

### ii) 大学

大学における問題点は何か、大学における図書館員養成は、図書館学部、学科、専攻を除く一般の大学及び短大で、実施されている図書館学の科目は、図書館法施行規則に準拠して、カリキュラムが編成されている。

そこで、その法的根拠を明示してみることにする。

#### ・図書館法

##### 司書及び司書補

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司

書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

司書及び司書補の資格。

第5条 左の各号の1に該当する者は、司書となる資格を有する。

1 大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの。

2 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したものの。

3 3年以上司書補（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）として勤務した経験を有する者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの

2 左の各号の1に該当する者は、司書補となる資格を有する

1 司書の資格を有する者

2 高等学校を卒業した者又は高等専門学校第3学年を修了した者で第6条の規定による司書補の講習を修了したものの。

よって大学における図書館学は法第5条2項によって実施されていることがわかる。

次に施行規則を見てみよう。

・図書館法施行規則

第4条

司書講習科目 別紙（戦後カリキュラム変遷史参照）

2項 司書の講習を受ける者が、すでに大学において修得した科目の単位であって前項の科目の単位に相当するものとして文部大臣が認めたものは、これをもって前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

このことは、大学、短大在学中の者が、そ

の大学の図書館学の科目（いわゆる司書課程）を修得すれば、司書講習を受講したことと同じである。大学では、司書講習科目に相当する科目を（相当科目という）設置しておかなければならない。その根拠となるものは、施行規則の第4条1項の科目必修9科目15単位、選択科目乙丙それぞれ2科目4単位以上修得しなければならない。と規定されている。

大学では、講習と性格もちがうので、大学の授業と平行してカリキュラムを編成している。したがって、半期もの、また通年ものを4単位にして編成し、大学における独自の科目（司書講習科目に準用又は相当科目として）を設けている。このことは、司書講習科目に拘束されていることになる。そうでなければ、司書資格が与えられないのである。このように、大学の科目はなっている。また、以前資格証明なる修了証書が、文部省により交付されていたが、1968年より、実施大学の学長に付与権が移った。

このように問題は、司書講習科目に拘束され、大学独自のカリキュラム編成ができず、館界からは、従来また現行の司書講習と、何ら変りないじゃないか、講習科目を2年間に引きのばしたに過ぎない。大学は、大学らしい特色のある科目を設けてほしい、と言う指摘もあるが、前途の如く、相当科目に適合していなければ、司書課程の開設または、資格の交付ができない現実にある。よって大学関係者は、かつてのような、大学独自で開設できる図書館員養成教育基準のようなものの改訂、または新設を早急に求めなければならないと言う。また、今回の改訂の動きにあわせて、大学独自で開設できる法改正とか、何かの方策を検討していかなければならないと指摘している。

次に、現行科目、すなわち司書講習科目に関する問題点を見てみよう。科目は、従来の科目と対比して見れば、館界の要望にそった



カリキュラムと言える。改訂当初は、38単位を目標として、その一部分としての19単位であったと言う。一応館界の不満の中でも、今日まで定着した。しかし、改訂後今日まで20年近くに至っている。当時と今日を比べれば、社会情勢、図書館界も相当変化進歩をなしている。最近とみに時代、館界にあった科目の改訂要求が、強くなってきた。改訂当時日本図書館協会は、一つのサンプルとして、「図書館員指導資料：司書講習講義要綱案」<sup>2)</sup>が提示された。一応教育担当者は、この案を参考に、講義が進められているようである。中には独自の体制、方針で講義を展開している人もいるだろう。時代に対応した話題を抽入して、講義をすすめている人もいるだろう。そこで、その「司書講習講義要綱案」又は、改訂時における一つの目安としての文章を、参考に検討してみよう。<sup>3)</sup>

現行の必修科目を見ても、情報化の波、あるいは図書館の合理化、国際化に対応した事項がどの科目に入れるべきか、困難な面が多く見られる。例えば、図書館の機械化、図書館の自由に関する宣言、職員問題、史的考察などは、どの科目にも共通する問題である。しかし時間的問題があり、何等ふれられていない。共通、重複の問題など、新しい科目の新設、選択から必修へ、必修から選択すべきものなど様々な問題が今、直面している。とくに必修で検討すべき科目は、図書館通論、図書館活動あたりじゃないだろうか。また、現行科目の指摘で資料知識に関する科目・単位が不足しているのではないかと。次期改訂科目では、その点、充分配慮されなければならない。

選択科目を見れば、現行科目、内容が何か軽視されている傾向がある。できれば、日本図書館協会が、1969年刊行の「図書館員指導資料：司書講習講義要綱案」あるいは、1976年刊行の「図書館学教授要目」など参考にす

べきであるが、選択科目の担当者は、概して兼任の学内関係者が担当しているのが多く目につく。図書館学と係わりの中での講義、あるいは独自のペースで、独自のプログラムで進めている場合もあり、問題ではなからうか。

選択科目には、乙、丙群にそれぞれあるが、視聴覚教育は視聴覚資料を使いいかに教育していくかで、視聴覚資料そのものの、解説で終ってはいけぬ。社会教育は、応々にして、教育学を担当しているが、社会教育は、社会教育法に基づく諸活動、また諸施設として利用促進を図ることではないか。資料整理法特論も、図書館資料論で教えない部分であったり、逐次刊行物を主としてまた郷土資料を主として進めていると様々統一、一貫性がとれていないようである。館界から選択科目では、不要なものもいくつか指摘されている。選択科目の見直しも、改訂時には、同時に検討されなければならない。一例を紹介すれば

#### 1968年改訂における一つの指針

〔人文、社会科学の書誌解題〕

人文・社会科学に関する研究及び参考資料のうち、代表的なものについて解説し、その利用法にも及ぶ

としているが、例えば（講義要項）

#### A大学

国民大衆が科学、芸術、文化の主体となるということの意味について、いくつかの角度から考察する。

#### B大学

我が国近代思想史のあとをたどり、明治の啓蒙思想、政治学、経済学、歴史学、文学の各分野にわたって主要な学者、作家とその著作について解説する。

#### C大学

わが国における上代から近世までの装幀の歴史を実際の資料により述べ、その種類に

よる得失を考える。また最も多く用いられた列帖装、袋綴の手法を実習する。さらに、近代以前の図書の目録作成に当たっての問題点をも考える。

とそれぞれ異なっている。本来この科目は、レファレンスと関連し、資料の知識を求め、レファレンス・ブックの中から主として、人文、社会科学に主力をおいて、そこにおける主要な書誌について、解説及び使用法に及ばなければならない科目なのである。

次に、使用教科書及び参考書類の様子を概括的に見ると、改訂の司書講習科目に準拠して構成されているものも、独立の理論体系を構築したもの等様々である。<sup>4)</sup>

以上、図書館員教育における現状と問題点を統括して見ると、今氏も指摘するように、<sup>5)</sup> 教育研究体制の確立の不備、図書館法施行規則の問題、養成制度の在り方等、今後抜本的な改革が必要であろう。また、教員の質と量の問題についても、日本の図書館員養成は、本格的には戦後からであり、大学院制度が設けられたのも、最近のことであり、高度な教育担当者の育成には、まだ時間がかかりそうである。

カリキュラムについても、次期改訂には、館界の要請、あるいは国際的なレベルでの養成も、考えていかなければならないであろう。そして、やがて、社会的にも、専門職としての図書館員が、認められ、司書職制度が、確立していくであろう。

現状における司書の需給のアンバランス是正の問題は、まず、司書職制度の確立、その中で職員の必置化が必要で、社会や各自治体が、専門職の必要性を認め、要求されなければ、当分解決されないであろう。図書館には、館種を問わず、必ず司書が必要という義務付、すなわち、必置化の法制化を望むわけである。とかく行政は、法的強制力、抱束力がないと動かない。司書と関連して司書教諭、学校司

書の制度化を、学校図書館法の改正運動により、実現させることも、同時に考えておくべきであろう。

#### 注

- 1) 今まど子 司書課程に関する諸問題 中央大学「人文研紀要」第5号1986 P51-55 図書館年鑑1984, 1987 日本図書館協会
- 2) 日本図書館協会 図書館員指導資料, 司書講習講義要綱案 1968 日本図書館協会 158P
- 3) 中島俊教 改訂のねらいと留意点 図書館雑誌62.6 (1968) P218~220
- 4) 西田文男他 図書館奉仕はどのように教えられているか—図書館通論テキストの分析を中心に—図書館界 Vol.38.2 (1986) Vol.39.3 (1987)
- 5) 1と同じ P55~59。

#### IV カリキュラム改訂への動き

改訂の必要性は、以前から図書館界で、論議され、検討されていたが、最近、この改訂気運がとみに高まり、そのきっかけとなったのは、1987年2月、文部省は、社会教育主事講習規程の改正を行った。それを機に、急激に図書館界にも波紋がおしよせてきた。この機が、図書館員教育改革の時期であるとして、これからの改訂への働きを、進めていこうというところである。

そこで、改訂への資料提供として、次の二つを提示する。一つは、法規、答申類から図書館員教育は、いかにあるべきか、過去のものを再考して見ることも、改訂への参考資料となるのではないかと思い、史的に列挙して見た。

- 法規、答申類から見る要請  
1949・短期大学設置基準 (大学設置審議会)

細目

4 館員

1. 専門の図書館教育を受けたもので教授級の専任司書をもつことが望ましいが当分の間は、これを欠くことができる。
2. 司書は、2カ年以上の経験のあることが望ましい。

解説：専門の図書館教育を受けた専任の司書をもつことは図書館の使命から見ても極めて大切なことである。しかし、現在その人を得ることは困難な情勢にあるから将来に亘って要求されるのである。

1952、・大学図書館基準（大学基準協会）

4 組織及び運営

2. 司書は、大学における図書館員養成課程の修了者又はこれと同等以上の能力を有する者でなければならない。

1952、日本図書館協会が「第5回全国図書館大会」決議で文部大臣へ「教育養成を目的とする大学に於いて図書館学を教職課程中の必須科目とするよう要望の件」出される。

1953・国立大学図書館改善要項（文部省大学学術局）

四 図書館学講座の設置について

- イ、図書館に関する学術研究の発達を図り、かつ図書館学の授業を実施するため、大学に図書館学の講座又は科目を設置すること。

1954・教育職員免許法施行規則（文部省令26号）で図書館学の科目が加えられた。（第6条2項）

1956・私立大学図書館改善要項（私立大学図書館協会）

職員に関する事項

専門職員—専門職員を司書及び司書補

とし、それぞれ次の各号の資格を有する者でなければならない。

イ) 司書

- 1) 大学卒業又はそれと同等以上の学力を有し
- 2) 図書館学（司書課程15単位以上）を修得した上
- 3) 3年以上司書補として勤務した者で
- 4) 外国語2カ国以上を解し得る者

ロ) 司書補

- 1) 大学、短大、旧専門学校若しくはそれ以上の学校を卒業またはそれと同等以上の学力を有し
- 2) 図書館学(司書又は司書補課程15単位)以上を修得した上
- 3) 図書館実務に3年以上(但し大学卒業者は1年以上)の経験ある者で
- 4) 外国語1カ国語以上を解し得る者。

1974、私立短期大学図書館改善要項改訂(日本私立短期大学協会)

職員

司書

1. 4年制大学において図書館学に関する専門課程を修了し、大学図書館において1年以上の業務経験を有する者。
2. 図書館法の司書の資格を取得したのち、大学図書館において3年以上の業務経験を有する者。

1978、・公立短期大学図書館改善要項（公立短期大学協会）

職員—司書は図書館法上の司書の資格をもった者をあてることが必要である。

1981、・図書館全国計画試案—公共図書館の

広域システム化計画—草案（全国公共図書館協議会）

IV 対策 〈司書の資格〉

- ・司書の資格は、大学における図書館学の履修を原則としてそれ以外の者に対しては、講習と勤務経験及び検定試験制による資格者の登用を考慮していくこと。

- ・図書館事業基本法要綱（案）

付則1.

図書館政策委員会が、第19の専門職員の資格要件を制定するまでの間、専門職員の資格は、大学に2年以上在学し、62単位以上を履修した者で、かつ図書館に関する専門科目24単位以上を履修したものまたは、専門職員の講習を修了したものとすること。

1982、・大学図書館基準（改訂）（大学基準協会）職員—専門職員には、原則として大学院において図書館、情報学等を専攻した者を充てなければならない。

解説：司書系の専門職員の資格要件としては、大学の学部課程において一つの学問分野を学び、さらに大学院修士課程において図書館、情報学を修めることが一般に望ましい。

二つ目の資料として、館界が要望している図書館員教育、とくに、科目あたりはどのようなのだろうか。館界の意見を聞くことも、大事じゃないかと思う。そこで、館界全体の意見ではないが、一つの例として紹介する。

日本図書館研究会が、1987年近畿地区の司書有資格の公立図書館長へアンケートを送付し、その結果を発表した。<sup>1)</sup>それによれば、現行法において、①特に重点が置かれるべき科目、②現在余り必要と思わない科目、③現行以外必要な科目について意見を求めた。

①の重点又は内容の検討で、充実してほしい科目とすれば、図書館活動、参考業務、同演習、情報管理などあげられている。②現在

不用だと思われる科目とすれば、社会調査、マスコミュニケーション、社会教育など、③新しい科目を、設定してほしいというものに、児童へのサービス、すなわち、児童奉仕論、児童資料論、情報工学、図書館の行政及び管理運営論、あるいは図書館員教育等、時代の要請、館界の要望に答える科目の設定が、このアンケートから求められる。これら多少なりとて、新しいカリキュラム構築への、参考になるのではない。

改訂への取り組みは、すでに、近畿地区で進められている。以前から大学での図書館学の情報交換を行い意見など述べ、少しでも改革、改善しようと言う動きがあった。（近畿地区図書館学科協議会）このような組織から、改訂検討の場が、日本図書館研究会「図書館学教育研究グループ」に移行された。そこで、何回か例会を重ね<sup>2)</sup>、研究討議した結果、1987年8月5日～7日にかけて、日本図書館協会図書館学教育部会第18回研究集会で、司書講習科目改訂の提案が出された。また、改訂への働きかけが、1986年近畿地区図書館学科協議会から、日本図書館協会理事長及び教育部会へ働きかけの要請がだされた<sup>3)</sup>。塩見氏も改訂の必要性を、館界に呼びかけている。<sup>4)</sup>さらに、全国学校図書館協議会が、1987年8月、関西大学を会場とし、「図書館学担当大学教員研究集会」を開催し、そこでも先の改訂案が出され論議された。<sup>5)</sup>これらはまだ私案的なもので、この案を基に、広く館界の意見、論議を重ね統一した見解で、促進させていかななければならない。

そこで、1987年8月図書館学教育部会研究集会での提案された「司書講習科目改訂案」を紹介し、筆者なりのコメントをつけたい。提案でも述べられているように、この改訂案は、近畿地区図書館学科協議会の提案でも、日本図書館研究会図書館学教育研究グループの提案でもないと言う。しかし、これら関西

図書館員養成におけるカリキュラムの諸問題について

の図書館学研究グループで協議された提案で、柴田氏個人の発想からではないと思う。

B群(関連科目 2科目以上2単位以上選択)  
この改訂案は、一応24単位を最低の線と考えている。

司書講習科目改訂案 柴田正美発表

I 必修科目 (6科目18単位)

2 選択科目

A群(図書館学科目 2科目以上4単位以上選択)

コメント

この改訂私案は、1968年の改訂を前提とした、また基本としたカリキュラム案である。全体を極端に言えば、多少の手直し程度、ただコマの移動をした程度である、とも言える。

1 必修科目(6科目18単位)

改訂案	単位	現行科目	単位
図書館概論	3	図書館通論	2
資料・メディア論	3	図書及び図書館史	1
		図書館資料論	2
資料組織論・同演習	3	資料分類法	2
		資料分類法演習	1
参考調査法・同演習	3	参考業務	2
		参考業務演習	1
図書館奉仕論	3	図書館活動論	2
		青少年と読書と資料	1
情報管理論	3	資料目録法	2
		資料目録法演習	1

2 選択科目

A群(図書館学科目 2科目以上4単位以上選択)

情報システム論	1	情報管理	1	
図書館経営論	2			
図書館施設計画法	1	図書館の施設と設備	1	
図書館奉仕特論	1			
図書館資料特論	2	青少年の読書と資料1	} のいずれかに読かえ	
		資料整理法特論1		1
		視聴覚教育1		1
書誌解題	1	人文科学及び社会科学の書誌解題1	} のいずれかに読かえ	
		自然科学と技術の書誌解題1		1

B群 (関連科目 2科目以上 2単位以上選択)

生涯教育論	1	社会教育	1
社会調査法	1	社会調査	1
メディア文化論	1	マスコミュニケーション	1
古文書学	1		

反面、選択科目では、改革された面があらわれている。前述の館界の要望も、多少受入れた感がある。だから多少なりと、時代にあった情報科学、情報工学面も、導入されてきている。これは、あくまで一つの私案であるため、広く館界の意見を聞き、論議を重ね、充実したものにしたものである。

注

- 1) 図書館界39.1, (1987) P 36~39.
- 2) 図書館界38.6, (1986), 39.1-3 (1987) の図書館学教育研究グループ例会報告第1回~第4回まで。
- 3) 図書館雑誌 vol.81.2 (1987.2, P 64.
- 4) 塩見昇 「司書養成のカリキュラムをめぐる当面の課題」 図書館雑誌81.6 (1987) P 334~335
- 5) 学校図書館速報版 第1192号1987. 9. 15 日号P 1~2。

参考文献

今まど子 司書養成を考える—第18回図書館学研究集会報告—図書館雑誌 Vol 81, No10 (1987.10) P 625~626 日本図書館協会 教育部会報 第24号 昭和62 P 1—9

V 結論

以上、概括的に考察してきたが、一面カリキュラムに対して、あまり関心を示さなかった面もあったような気がする。この小論は、あくまで次期改訂への資料提供という意図でまとめたものである。図書館界、図書館学界

の世界情勢も、この高度情報化社会に対応してきているようである。カリキュラムも、時代や社会情勢に対応し、改編成されているようである。従来の図書館学に、新しい情報工学も、どんどん導入されてきている。日本においても、国際化、あるいは、合理化にともなうカリキュラム編成が、早く実現して行かなければならない。今、次期カリキュラム改訂案が、論議されているが、大学における図書館学は、法施行規則に拘束されている。それから脱出されないまま、今日に至っており、今や、図書館学教育の危機にさらされており、一日も早い脱出が必要である。

それには、今まで論議されている司書講習科目の改訂、あるいは、大学における図書館学教育基準の法制化が必要である。その意味で、この小論が、改訂、法制化への導火線となれば幸いである。